

青森県報

号外第九十一号

令和三年
十月十三日
(水曜日)

目 次

- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(農村整備課) ……二
- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(同) ……三
- 青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例……………(都市計画課) ……五
- 青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……六

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営浅瀬石川土地改良事業の項を削り、同表国営平川二期土地改良事業の項を次のように改める。

<p>国営平川二期土地改良事業</p>	<p>次に掲げる額を合計して得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次号の費用以外の費用について県が負担する負担金の額の百分の三十六に相当する額 二 大和沢頭首工に係る農業水利制御システムの改修に要する費用について県が負担する負担金の額の二分の一に相当する額
---------------------	--

第三条第一項の表国営浪岡川土地改良事業の項及び国営八戸平原土地改良事業の項を削る。

第四条第二項中「、当該国営事業が完了した」を「当該国営事業が完了した」に改め、「、国営八戸平原土地改良事業のうち農用地造成事業及び区画整理事業にあつては十五年（国営八戸平原土地改良事業のうち農用地造成事業については、据置期間三年を含む。）」、その他の国営事業にあつては

を削り、「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項第一号に掲げる費用につき借入金をもつてその財源とする国営事業にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第七号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十年改正令による改正前の土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下この項において「改正前の政令」という。）第五十三条第二項の規定により農林水産大臣の定める率（平成二十年改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の政令第五十二条第三項に規定する事業にあつては、平成二十年改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の政令第五十二条の二第四項の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五パーセント、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき平成二十年改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の政令第五十三条第二項の規定により農林水産大臣の定める率）、その他の国営事業にあつては土地改良法施行令（以下「政令」という。）を「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）」に改める。

第五条第一項中「、国営相坂川左岸土地改良事業」を削り、「政令」を「土地改良法施行令」に改める。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二号中「百分の二十五」を「百分の二十一」に改め、同表第二十三号中

イ ロ以外の事業	事業費の百分の二十二・五に相当する額
ロ 中山間地域等において行う事業	事業費の百分の十七・五に相当する額

を

更新事業以外の事業		イ ロ以外の場 合	事業費の百分の二十二・五に相当する額
更新事業		イ ロ以外の場 合	事業費の百分の十九に相当する額
ロ 中山間地域 等において行 う場合	事業費の百分の十五に相当する額	ロ 中山間地域 等において行 う場合	事業費の百分の十七・五に相当する額

に改め、同表の備考の第一号中

「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

(令和三年法律第十九号) 第二条第一項(同法第四十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(に規定する過疎地域(同法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(、第四十一条第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(、第四十二条又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)(に、「及び」を「」、指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号) 第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。)(及び」に改め、同備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定棚田地域がその区域内にある市町村の規則で定める財政力指数が規則で定める数値を超える場合における表の第八号、第十一号及び第九号の規定の適用については、表の第八号中「中山間地域等(」とあるのは「中山間地域等(指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号) 第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下この号、第十一号及び第十九号において同じ。)(及び」と、「区域に」とあるのは「区域又は指定棚田地域に」と、表の第十一号及び第十九号中「中山間地域等(」とあるのは「中山間地域等(指定棚田地域及び」と、「区域に」とあるのは「区域又は指定棚田地域に」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和三年四月一日前に土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第五項の規定により公告した土地改良事業計画に基づいて施行される県営土地改良事業に係る分担金の総額については、なお従前の例による。

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十三日

青森県条例第三十一号

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例

(青森県下水道法施行条例の一部改正)

第一条 青森県下水道法施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

(青森県流域下水道条例の一部改正)

第二条 青森県流域下水道条例(昭和六十二年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表小沢団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円